

週休2日工事（試行）に関するQ&A

Q 1 倉敷市が発注する原則すべての工事の中から発注者が選定するものとは具体的にどのような工事が対象となるのか。

A 1 次の積算基準を適用した工事の中から発注者が選定したものが対象となります。

- ・土木工事標準積算基準
- ・土地改良工事積算基準（土木工事）

Q 2 実施希望の有無を工事打合せ簿で提出するが、どのように記載すればよいか。

A 2 「別添資料1」工事打合せ簿のとおり、実施を希望する場合は「本件工事について、週休2日工事を実施します。」、希望されない場合は「本件工事について、週休2日工事を実施しません。」と「報告」にチェックの上、提出してください。

Q 3 試行対象工事を受注し、週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A 3 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q 4 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 4 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を閉所とすることとしています。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q 5 振替日はいつでもよいか。

A 5 振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Q 6 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

A 6 降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Q 7 現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

A 7 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q 8 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 8 夏季休暇3日及び年末年始休暇6日は受注者が定めるものとし、施工計画書に併せて提出する「休暇等取得計画表」に計画と実績を明示してください。なお、夏季休暇及び年末年始休暇は、週休2日に含まれないため、注意をお願いします。

Q 9 祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合は、どのような扱いになるのか。

A 9 通常の土・日曜日と同様に扱ってください。

Q10 週休2日の対象期間はどのようにするのか。

A10 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（片付期間を除く。）までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）の期間のことです。

夏季休暇3日及び年末年始休暇6日、工場制作のみを実施している期間は含みません。

Q11 工事完成日とは。

A11 工事完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とする。なお、工事着手日及び工事完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとし、必要に応じて発注者が現場確認を行います。

Q12 休日の確認はどのように行うのか。

A12 「休日等取得計画表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに実施工程表に併せて発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Q13 週休2日工事の実施に伴う工期の延期は認めてくれるのか。

Q13 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込むとともに、働き方改革の促進のために30日加えたもので設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第21条の規定により発注者に工期の延期変更を請求することができます。

Q14 週休2日を達成できた場合、設計変更とは具体的に何か。

A14 対象期間において週休2日を達成できた場合、精算時に設計変更の対象とします。詳細につきましては、別添資料2を参照ください。

Q15 工事成績評定で評価するのか。

A15 対象期間において週休2日を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」で評価します。

監督員

【評定様式5】（2. 施工状況 II. 工程管理）

評価対象項目

- 8 休日の確保を行っている。
- 10 その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。]

総括監督員

【評定様式6】（2. 施工状況 II. 工程管理）

評価対象項目

7 その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

Q16 週休2日を達成できた場合とは何か。

A16 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を確保（達成率100%）できた場合をいいます。なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率（%）＝「休日実績の累計日数」／「土日の累計日数」×100

※休日実績は、休日として取得した土日の日数とする。

（発注者が認めた振替日を含む。）

Q17 試行対象工事を受注し、週休2日工事を実施したが、週休2日を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A17 週休2日を達成できなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q18 試行対象工事以外の工事で、週休2日工事を実施したい場合はどうすればよいか。

A18 発注者との協議により、「承諾」にて実施してください。工事成績評定において試行対象工事と同様に評価することとしています。ただし、精算時の設計変更の対象とはしません。

Q19 一切の現地作業を行わない場合で、現場において交通規制が必要となり、交通誘導員を配置した場合は現場閉所となるか。

A19 現場状況から交通規制が必要となり交通誘導員を配置するものの、その他一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所と扱うものとする。

